

土 岐 市 教 育 委 員 会

平成 2 8 年 第 1 0 回 土 岐 市 教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

議 事 日 程

平成 2 8 年 1 0 月 2 5 日（火曜日）午後 1 時 3 0 分開議

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 平成 2 8 年 第 9 回 土 岐 市 教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録 の 承 認
- 日程第 3 議 第 1 9 号 土 岐 市 体 育 館 設 置 及 び 管 理 に 関 す る 条 例 等 の 一 部 を 改
正 する 条 例 に つ い て
- 日程第 4 議 第 2 0 号 土 岐 市 都 市 公 園 条 例 の 一 部 を 改 正 する 条 例 に つ い て
- 日程第 5 議 第 2 1 号 土 岐 市 公 民 館 設 置 及 び 管 理 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正
する 条 例 に つ い て
- 日程第 6 議 第 2 2 号 土 岐 市 文 化 プ ラ ザ の 設 置 及 び 管 理 に 関 す る 条 例 の 一 部
を 改 正 する 条 例 に つ い て
- 日程第 7 議 第 2 3 号 土 岐 市 立 学 校 施 設 使 用 条 例 の 一 部 を 改 正 する 条 例 に つ
い て
- 日程第 8 教 育 長 報 告

本日の出席者

委員長
委員長職務代理者
委員
委員
教育長

加藤 悟 君
齋木 寛 治 君
安藤 浩 市 君
伊藤 知恵子 君
山田 恭 正 君

説明のため出席した者

事務局長
教育次長兼学校教育課長
庶務課長
生涯学習課課長
文化振興課長
スポーツ振興課長
給食センター所長
図書館長
子育て支援課
文化振興事業団事務局長

小林 京子 君
本多 直也 君
松原 裕一 君
梅村 充之 君
加藤 真司 君
小野 恭裕 君
水野 英明 君
小坂 直之 君
伊佐治 良典 君
林 順一 君

- | | |
|---------------|----|
| ・会議の傍聴人 | なし |
| ・会議に遅参した者 | なし |
| ・会議の公開、非公開の状況 | 公開 |
| ・教育長報告 | あり |

場所 土岐市文化プラザ 特別会議室

会議録作成者

庶務課長

松原 裕一 君

開会 午後１時３０分

加藤委員長

只今から平成２８年第１０回教育委員会定例会を開催します。

日程第１ 会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第１７条第２項の規定により委員長において、安藤浩市君を指名いたします。

次に、日程第２ 平成２８年第９回土岐市教育委員会定例会会議録の内容について 承認を求めます。ご異議ありませんか。

委員

異議なし

加藤委員長

次に、日程第３ 議第１９号 土岐市体育館設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について を議題といたします。

それでは本件について、事務局の説明を求めます。

小野スポーツ振興課長

<資料で説明>

加藤委員長

これより質疑・討論を行います。質疑・討論はありませんか。

伊藤委員

消費税が８％になって変更するものもあれば、全く消費税に無関係な数字もあるのですが、これらの使用料はもともと消費税を払わなくてはいけないものなのか、それとも場所によって消費税が発生することになっているのか、どうして消費税に無関係な、消費税が入っているとは思えないような数字になっているのは、消費税を払わなくてもいいものなのか。消費税が３％から８％に上がって値上がりするのは良くわかりますが、そうではないところは人件費や色々と計算されたという事ですが、更にそれに消費税は加えなくてもいいのですか。

小野スポーツ振興課長

使用料の中に消費税は含まれているという考え方ですが、今までの設定が、消費税が全くかかっていないものや３％のものもあり、市の統一したルールがなかったのも、主には消費税を８％にということから始まったわけですが、市の方針として、使用料だけでは運営できないので市費を直接掛けなくてはならないことになりましたが、そうすると公平性に欠けるという事にもなりまして、原則受益者負担という所から、実際にどれくらい経費が掛かっているのかという計算を市全体の方針を決めて取り組みました。その中で他市とのバランスとか市内の類似施設のバランスなどを考慮すると、なかなかそういった計算で出

した金額が合わないものもあり、そういったものは今の料金の消費税増額分を加算するという流れになっています。ですから委員さんが言われるようにこっちでは原価から計算したもの、こっちは消費税分をあげたものという事になっています。

伊藤委員

例えば、野球場の使用料は消費税が入っているものとは思えませんが、これに税務署が入った時に消費税のことを言われるのではないかと思いますが大丈夫なのかなと心配になって、消費税を取っていないのに消費税を払わなくてはならなくなると大変なので、消費税が発生するものであれば、人件費等で計算した上に更に消費税を払わざるを得ないので、取るべきところを取るしかないのですね。もともとの人件費のところが上がったかという所はこれだけではわからないのですが、それはちゃんと計算していただいて、他市とのバランスを取りましたという事なので、その辺は調整していただいたと思いますが、もし税務署が入った時にその問題になるようになって困るので、消費税についてはきちんと取っていただくという方針で計算をしていただきたいと思います。

松原庶務課長

消費税の話ですが、市は消費税を払う必要はありません。なぜ上乗せをするのかと言いますと、施設の維持、例えば消耗品や施設の管理などには全て消費税がかかってきます。つまり施設を維持するための必要経費に消費税が上乗せされてきますので、その分を使用料に加算をするということです。今回は消費税3%分が8%に上がったので、その分を加算するという事で考えていただければと思います。税務署へ支払うものではありません。

伊藤委員

そういうことは消費税を付けなくていいという事ですか。

松原庶務課長

必要経費が掛かりますと、市の持ち出し分が増えます。消費税が高くなれば高くなるほど業者に支払う金額は増えますので、その分は施設を使用される方に負担をしていただくという方針です。そういった経費が含まれているという事なので、税込とか税抜ということではありません。

伊藤委員

使用する側の市民から見た時に、消費税が入っているものもあればないものもあると一見して見る訳ですね。施設によっては消費税があるように見えるし、施設によっては消費税がないように見えてしまう訳です。そうすると市民の方はそれを見てどう思うのかという事です。その辺りが統一されていないので、素朴に私のように思う人がいるのでそう思いました。

松原庶務課長

今回見直しにあたり、端数部分をどうするかという事で、何千何百円というものも、実際に計算をすれば何十円というところまで出てくるのですが、精算の問題もありますので、100円単位にしましょうというのが一つの方針です。ただし、部屋の使用料などで何百円というものがありますので、これも百円単位に丸めてしまうと、かなり上がった、逆に下がったものもでてきましたので、何百円単位のものについては、十円単位にしましょうという方針でやっておりますが、見ただけではわかりませんので、十円単位のものには消費税が入っているのかなとか、百円単位のものには消費税はないのかなとか思われてもやむを得ないと思いますが、大きい金額のものは百円単位で揃えると、料金が千円未満のものは、十円単位まで出すという方針でやっています。

伊藤委員

各施設を土岐市民が使う場合と他市の方が使う場合では、使用料に違いがないですが、他市の方がたくさん使って、土岐市の方が実際に使えないという事があるのかどうかわかりませんが、土岐市民が使う場合と他市の市民が使う場合となぜ区別をしていない理由は何かあるのですか。

小野スポーツ振興課長

料金の設定では差は無いのですが、混むような施設については予約を取る時期に差をつけています。土岐市民は何日からで、土岐市民以外は一週間遅れしか取れないといった区別は付けています。

加藤委員長

他に、質疑・討論はありませんか。なければ質疑・討論を終結いたします。

続いて採決を行います。日程第3 議第19号 土岐市体育館設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について は、原案のとおり可決する事にご異議ありませんか。

委員一同

異議なし

加藤委員長

ご異議がないようですので、議第19号議案については、原案のとおり可決する事に決しました。

次に、日程第4 議第20号 土岐市都市公園条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

それでは本件について、事務局の説明を求めます。

小野スポーツ振興課長

<資料で説明>

加藤委員長

これより質疑・討論を行います。質疑・討論はありませんか。

なければ質疑・討論を終結いたします。

続いて採決を行います。日程第4 議第20号 土岐市都市公園条例の一部を改正する条例について は、原案のとおり可決する事にご異議ありませんか。

委員一同

異議なし

加藤委員長

ご異議がないようですので、議第20号議案については、原案のとおり可決する事に決しました。

次に、日程第5 議第21号 土岐市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

それでは本件について、事務局の説明を求めます。

梅村生涯学習課長

<資料で説明>

加藤委員長

これより質疑・討論を行います。質疑・討論はありませんか。

なければ質疑・討論を終結いたします。

続いて採決を行います。

日程第5 議第21号 土岐市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について は、原案のとおり可決する事にご異議ありませんか。

委員一同

異議なし

加藤委員長

ご異議がないようですので、議第21号議案については、原案のとおり可決する事に決しました。

次に、日程第6 議第22号 土岐市文化プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

それでは本件について、事務局の説明を求めます。

加藤文化振興課長

<資料で説明>

加藤委員長

これより質疑・討論を行います。質疑・討論はありませんか。

伊藤委員

文化プラザは営業行為とそうでないものではっきりと分かれると思います
が、これを見る限りは営業行為とそうでないものの使用料の違いがなく、入場料を取る場合もこの安い値段でいい訳と思いますが。

加藤文化振興課長

新旧対照表の１２ページをご覧ください。備考の３に入場料を徴収する場合の使用料が定められておりまして、５４０円から１，６２０円までが５割増し、１，６２０円から３，２４０円までが１０割増し、３，２４０円を超える場合は、２０割増しの料金を営業目的の方からは頂いております。

加藤委員長

他に、質疑・討論はありませんか。なければ質疑・討論を終結いたします。続いて採決を行います。

日程第６ 議第２２号 土岐市文化プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について は、原案のとおり可決する事にご異議ありませんか。

委員一同

異議なし

加藤委員長

ご異議がないようですので、議第２２号議案については、原案のとおり可決する事に決しました。

次に、日程第７ 議第２３号 土岐市立学校施設使用条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

それでは本件について、事務局の説明を求めます。

松原庶務課長

<資料で説明>

加藤委員長

これより質疑・討論を行います。質疑・討論はありませんか。なければ質疑・討論を終結いたします。

続いて採決を行います。

日程第７ 議第２３号 土岐市立学校施設使用条例の一部を改正する条例について は、原案のとおり可決する事にご異議ありませんか。

委員一同

異議なし

加藤委員長

ご異議がないようですので、議第２３号議案については、原案のとおり可決する事に決しました。

次に、日程第８ 教育長報告をお願いいたします。

教育長

<報告>

加藤委員長

これで本日の日程を全部終了いたしました。これをもって、平成２８年第１０回土岐市教育委員会定例会を閉会いたします。

閉 会 午後２時１３分